

議案第3号

平成25年第1回輪島市議会定例会提出予定案件について

輪島市議会の議決を経るべき事件として、輪島市長が、別紙の教育に関する事務に係る当初予算案を平成25年第1回輪島市議会定例会に提出することについて、承認を求める。

平成25年2月21日提出

輪島市教育委員会

教育長 吉岡邦男

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、輪島市長が、教育に関する事務に係る予算案を輪島市議会に提出しようとする場合においてその案を作成するときは、輪島市教育委員会の意見を聴かなければならないため。

平成25年2月21日 第3号

原案可決

輪島市教育委員会



会 計 別 予 算 規 模

(単位：千円、%)

区 分	本年度	前年度	増減率	備 考	
一 般 会 計	19,450,000	17,810,000	9.2		
特 別 会 計	国民健康保険(事業)	4,736,333	4,693,550	0.9	
	国民健康保険(施設)	55,861	56,658	△ 1.4	
	後期高齢者医療	484,721	508,686	△ 4.7	
	介護保険	4,182,291	4,046,211	3.4	
	有線放送テレビ事業	417,465	395,492	5.6	
	土地取得事業	2,083	2,077	0.3	
	臨海土地造成事業	35,127	64,728	△ 45.7	
	公共下水道事業	871,797	1,235,573	△ 29.4	
	特定環境保全公共下水道事業	411,387	419,940	△ 2.0	
	農業集落排水事業	67,517	69,116	△ 2.3	
	漁業集落排水事業	41,071	40,689	0.9	
	浄化槽事業	84,934	96,860	△ 12.3	
	計	11,390,587	11,629,580	△ 2.1	
企 業 会 計	病院事業	4,057,430	4,305,400	△ 5.8	支出額を計上
	水道事業	1,600,040	1,610,245	△ 0.6	
	計	5,657,470	5,915,645	△ 4.4	
合 計	36,498,057	35,355,225	3.2		

一般会計款別予算の状況

歳入

(単位：千円、%)

款	本年度	前年度	増減率	構成比
1 市 税	2,657,854	2,770,733	△ 4.1	13.7
2 地 方 譲 与 税	166,800	191,700	△ 13.0	0.9
3 利 子 割 交 付 金	8,000	7,000	14.3	0.0
4 配 当 割 交 付 金	4,000	1,400	185.7	0.0
5 株式等譲渡所得割交付金	600	1,300	△ 53.8	0.0
6 地方消費税交付金	265,000	261,500	1.3	1.4
7 自動車取得税交付金	60,000	50,000	20.0	0.3
8 国有提供施設等 所在市町村助成交付金	10,000	9,700	3.1	0.1
9 地方特例交付金	5,000	5,000	0.0	0.0
10 地方交付税	9,680,000	9,400,000	3.0	49.8
11 交通安全対策特別交付金	5,600	5,600	0.0	0.0
12 分担金及び負担金	133,716	156,176	△ 14.4	0.7
13 使用料及び手数料	283,061	284,237	△ 0.4	1.5
14 国庫支出金	2,087,269	1,509,683	38.3	10.7
15 県 支 出 金	1,190,006	1,186,002	0.3	6.1
16 財 産 収 入	100,825	101,121	△ 0.3	0.5
17 寄 附 金	2,660	2,888	△ 7.9	0.0
18 繰 入 金	202,776	70,218	188.8	1.0
19 繰 越 金	1	1	0.0	0.0
20 諸 収 入	248,232	239,541	3.6	1.3
21 市 債	2,338,600	1,556,200	50.3	12.0
合 計	19,450,000	17,810,000	9.2	100.0

歳出

(単位：千円、%)

款	本年度	前年度	増減率	構成比
1 議会費	229,462	233,276	△ 1.6	1.2
2 総務費	1,773,136	1,625,732	9.1	9.1
3 民生費	4,310,406	4,352,636	△ 1.0	22.2
4 衛生費	2,429,455	1,920,565	26.5	12.5
5 労働費	67,643	66,685	1.4	0.3
6 農林水産業費	812,373	719,805	12.9	4.2
7 商工費	612,875	458,600	33.6	3.2
8 土木費	2,513,024	1,916,770	31.1	12.9
9 消防費	867,074	726,989	19.3	4.5
10 教育費	1,369,102	1,440,541	△ 5.0	7.0
11 災害復旧費	93,303	192,758	△ 51.6	0.5
12 公債費	4,362,147	4,145,643	5.2	22.4
13 予備費	10,000	10,000	0.0	0.0
合計	19,450,000	17,810,000	9.2	100.0

一般会計性質別予算の状況

(単位：千円、%)

区 分	本年度	前年度	増減率	構成比
1 人 件 費	2,561,236	2,584,046	△ 0.9	13.2
2 物 件 費	2,148,000	2,086,062	3.0	11.0
3 維 持 補 修 費	154,600	92,950	66.3	0.8
4 扶 助 費	1,884,687	1,786,023	5.5	9.7
5 補 助 費	4,082,763	3,708,449	10.1	21.0
6 投 資 的 経 費	2,229,345	1,523,425	46.3	11.5
(1) 普 通 建 設 事 業 費	2,136,042	1,331,475	60.4	11.0
① 補 助 事 業 費	1,613,343	860,685	87.4	8.3
② 単 独 事 業 費	337,084	272,581	23.7	1.7
③ 受 託 事 業 費	15,112	0	皆増	0.1
④ 負 担 金 事 業 費	170,503	198,209	△ 14.0	0.9
(2) 災 害 復 旧 費	93,303	191,950	△ 51.4	0.5
① 補 助 事 業 費	89,320	187,442	△ 52.3	0.5
② 単 独 事 業 費	3,983	4,508	△ 11.6	0.0
7 公 債 費	4,362,147	4,145,643	5.2	22.4
8 投 資 及 び 出 資 金	14,500	0	皆増	0.1
9 貸 付 金	152,600	13,020	1,072.0	0.8
10 繰 出 金	1,845,751	1,826,113	1.1	9.5
11 積 立 金	4,371	34,269	△ 87.2	0.0
12 予 備 費	10,000	10,000	0.0	0.0
合 計	19,450,000	17,810,000	9.2	100.0

◎一般会計の主要事務事業

凡例：特定財源

国・国庫支出金 県・県支出金 市債・地方債 他・その他財源

(教育委員会 庶務課)

(単位：千円)

事業名	本年度予算額		説明
		内特定財源	
10款1項2目 事務局費 高校生通学費補助事業費	3,500		遠距離通学によるバス通学費等の負担軽減 定期券の月額から1万円を控除した額の1/2を補助
10款1項5目 私学振興費 私立幼稚園就園奨励費補助	3,500	国 300	市民税非課税世帯 年額40,000円 市民税所得割非課税世帯 年額20,000円 市民税所得割17,600円以下世帯 年額10,000円 2人同時入園 第2子保育料等半額助成 小学生以下第3子入園 第3子以降保育料等全額助成
10款2項1目 学校管理費 校舎等営繕費	19,692		市内10小学校1分校の校舎等営繕費
10款2項2目 教育振興費 遠距離児童通学費補助	3,500		児童通学バス定期購入助成等
スクールバス運行費	33,405	国 402 他 466	運行委託費等 スクールバス11台 (うち愛のリバス5台)
10款3項1目 学校管理費 校舎等営繕費	8,309		市内5中学校の校舎等営繕費
10款3項2目 教育振興費 遠距離生徒通学費補助	6,500		生徒通学バス定期購入助成等

◎一般会計の主要事務事業

凡例：特定財源

国・国庫支出金 県・県支出金 市債・地方債 他・その他財源

(教育委員会 学校教育課)

(単位：千円)

事業名	本年度予算額		説明
		内特定財源	
10款1項2目 事務局費 学校図書利用促進事業費	17,254		学校図書館に図書館司書補を配置
学力向上推進事業費	1,905		学力検査実施(市単独事業) 小学校全学年、中学校1年・2年
大学生育英資金貸付事業費	12,600	他 10,168	貸与月額35,000円(30人見込)
生徒指導事業費	10,864		特別支援学級支援員を配置 【新】生徒指導サポーター配置 教育環境に対する児童生徒、保護者の不安解消等を 図るとともに、適切なケアを行う。
テレビ寺子屋事業費	3,913		児童生徒が苦手とする単元の番組を編成し、ケーブル テレビで放送 小学校(算数)、中学校(数学・英語)、共通(心の教室)
10款2項2目 教育振興費 特色ある学校づくり支援事業費	1,123		学校経営プラン支援、金管音楽隊等活動支援
いしかわ学びの指針12か条推進 校指定事業費	110	県 110	授業改善や教員の指導力向上を推進 推進校：河井小学校
10款3項2目 教育振興費 外国人講師招致事業費	14,176		外国語指導助手の配置(3名)
運動部活動振興費	4,062		市中学校体育連盟補助等
部活動等振興費	4,000		中学校の部活動等各種大会参加 生徒輸送バス等借上料
特色ある学校づくり支援事業費	808		学校経営プラン支援、吹奏楽部活動等支援
中高一貫教育推進事業費	1,600		門前中学校と門前高校との交流事業、ソフトボール部 強化事業
いしかわ学びの指針12か条推進 校指定事業費	110	県 110	授業改善や教員の指導力向上を推進 推進校：松陵中学校
10款5項1目 学校給食費 学校給食共同調理場調理等委託 費	72,690		学校給食の調理、配送、洗浄業務委託 【債務負担行為の歳出予算化】

◎一般会計の主要事務事業

凡例：特定財源

国・国庫支出金 県・県支出金 市債・地方債 他・その他財源

(教育委員会 生涯学習課)

(単位：千円)

事業名	本年度予算額		説明
		内特定財源	
10款4項1目 社会教育総務費 コミュニティ活動推進助成費	3,675		地区公民館事業助成
10款4項2目 公民館費 館長設置費等	61,651		公民館長18名、公民館主事22名の配置費
公民館体験合宿事業費	1,338		小中学生の公民館での宿泊体験
地域づくりリーダー養成事業費	8,000	県 1,760	公民館を核とした学習機会の提供等
10款4項10目 図書館費 図書等購入費 門前図書館図書等購入費	10,033		図書購入費等
図書館システム費	7,680		【新】図書館システム更新
貸出文庫事業費	1,370		貸出文庫用図書購入費等
10款4項11目 青少年対策費 子ども長期自然体験村事業費	4,400		横浜市、姉妹都市等、県内・市内小中学生60名を対象に曾々木地区を中心とした自然体験活動事業費補助
10款5項2目 体育振興費 スポーツ活動支援事業費	1,000		海外遠征等スポーツ活動を支援
生涯スポーツ推進事業費	3,998		総合型スポーツクラブ補助 交付先：町野、南志見、もんぜんスポーツクラブ 各種スポーツ教室開催費
県体選手派遣助成費	4,746		平成25年8月10日～11日開催予定 交付先：輪島市体育協会
奥能登体育大会助成費	794		平成25年7月14日開催予定 交付先：輪島市体育協会
全日本競歩輪島大会費	9,000	他 4,000	平成25年4月20日～21日開催予定 交付先：全日本競歩輪島大会実行委員会
市町対抗ふるさと駅伝助成費	500		平成25年11月下旬開催予定、加賀温泉郷 ・選手派遣助成 交付先：輪島市陸上競技協会 ・開催費補助 交付先：石川県市町対抗ふるさと駅伝実行委員会

◎一般会計の主要事務事業

凡例：特定財源

国・国庫支出金 県・県支出金 市債・地方債 他・その他財源

高洲山健康ウォーク助成費	800			平成25年10月6日開催予定 交付先：高洲山健康ウォーク実行委員会
石川県寿野球秋季大会助成費	150			平成25年10月中旬開催予定、27チーム参加予定 交付先：石川県寿野球連盟秋季大会実行委員会
高校女子ソフトボール研修大会費	1,000			平成25年5月開催予定、20校 500人参加予定 門前簡易グラウンド、門前野球場等 交付先：輪島市高校女子ソフトボール研修大会運営協議会
中学校ソフトボール部交流大会助成費	200			平成25年8月開催予定、20校 300人参加予定 門前簡易グラウンド、門前野球場等 交付先：門前中学校
スポーツ少年団各種大会助成費	1,000			サッカー、ミニバス、野球、バレーボール大会助成
友好都市青少年スポーツ交流事業費	500			石狩市とのスポーツ交流事業
10款5項3目 体育施設費 体育施設管理費	132,711	他	1,243	体育施設指定管理委託等 指定管理先：ミズノスポーツサービス(株) 町野スポーツクラブ もんぜんスポーツクラブ 【債務負担行為の歳出予算化】
体育施設整備費	12,000	市債	10,800	三井ソフトボール場トイレ改修工事 門前グラウンドゴルフ場暗渠排水工事、芝生補植等

◎一般会計の主要事務事業

凡例：特定財源

国・国庫支出金 県・県支出金 市債・地方債 他・その他財源

(教育委員会 文化課)

(単位：千円)

事業名	本年度予算額		説明
		内特定財源	
8款1項2目 建築給付費 街なみ環境整備事業費	46,000	国 22,850 市債 22,800	門前町黒島地区 道路美装化、広場整備等
10款4項3目 文化振興費 文化振興事業費	15,161	他 11,075	コンサート、公演開催費等
輪島市美術展事業費	1,340	他 110	第47回輪島市美術展、【新】門前巡回展 委託先：輪島市美術展運営理事会
文化協会事業費補助	1,000		第8回輪島市民文化祭開催等事業補助 交付先：輪島市文化協会
三夜おどり開催事業費補助	2,200		交付先：三夜踊り振興連絡会
10款4項4目 文化財保護費 輪島塗技術伝承者養成事業費補助	2,400		交付先：輪島塗技術保存会
古文書調査事業費	6,058		角海家文書調査、角海家敷物・襖下張文書調査
重要文化財保存事業費	1,662		上時国家茅葺替、納屋修理費補助(H23~H26) 市負担 3.75%
文化的景観保存調査事業費	2,293	国 1,100 県 275	大沢、上大沢(間垣)地区整備計画作成
県指定文化財保全調査費	1,360		県指定文化財「角海家」の収蔵資料調査
伝統的建造物群保存地区保存対策事業費	40,419	国 23,045 県 2,981 市債 13,000	伝統的建造物群保存地区(黒島地区)内での修理、修景 事業補助金等
10款4項5目 文化会館費 【新】 文化会館設備整備費	5,000		モニター設備改修
10款4項6目 美術館費 漆芸美術館運営委託等費	81,584	他 9,372	石川県輪島漆芸美術館指定管理委託 指定管理先：公益財団法人輪島漆芸美術館 【債務負担行為の歳出予算化】
【新】 漆芸美術館改修事業費	4,600		障害者用駐車場等整備工事 ガラス壁紫外線防止フィルム設置工事

議案第4号

平成25年第1回輪島市議会定例会提出予定案件について

輪島市議会の議決を経るべき事件として、輪島市長が、別紙1から別紙5までの教育に関する事務に係る条例の制定案及び一部改正案を平成25年第1回輪島市議会定例会に提出することについて、承認を求める。

平成25年2月21日提出

輪島市教育委員会

教育長 吉岡邦男

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、輪島市長が、教育に関する事務に係る条例案を輪島市議会に提出しようとする場合においてその案を作成するときは、輪島市教育委員会の意見を聴かなければならないため。

平成25年2月21日 第4号

原案可決

輪島市教育委員会



別紙 1

輪島市就学指導委員会条例（案）

（設置）

第 1 条 障害があるために教育上特別の措置を要する者に対して、適切な就学指導を行うため、輪島市就学指導委員会（以下「指導委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第 2 条 指導委員会は、輪島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、障害のある就学予定者並びに学齢児童及び学齢生徒の適切な就学指導を行うため、必要な調査及び審議を行い、その結果を教育委員会に答申する。

（組織）

第 3 条 指導委員会は、委員 15 人以内で組織する。

（委員の委嘱又は任命）

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 特別支援教育関係職員
- (3) 医師
- (4) 児童福祉関係職員
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が適当であると認める者

（委員の任期）

第 5 条 委員の任期は、1 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第 6 条 指導委員会に委員長及び副委員長 1 人を置き、委員長にあつては委員の互

選により、副委員長にあつては委員長の指名により定めるものとする。

- 2 委員長は、会務を総理し、指導委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 指導委員会は、委員長が招集する。ただし、新たに組織された指導委員会の最初にかかれる会議については、教育委員会がこれを招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 指導委員会は、委員の半数以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。
- 4 指導委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 指導委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課において処理する。

(指導委員会の運営)

第10条 この条例に定めるもののほか、指導委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が指導委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

提案理由

輪島市教育委員会規則で設置している「輪島市就学指導委員会」について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)の規定に基づき、輪島市教育委員会の附属機関として改めて条例で設置し直すため。

別紙 2

輪島市子ども読書活動推進会議条例（案）

（設置）

第 1 条 輪島市子ども読書活動推進計画に基づき、読書活動を効果的に推進するため、輪島市子ども読書活動推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第 2 条 推進会議は、輪島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に

じ、次に掲げる事項について協議を行い、その結果を教育委員会に答申する。

- (1) 輪島市子ども読書活動推進計画の進捗に関すること。
- (2) 読書活動の普及及び啓発に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、読書活動を効果的に推進するために教育委員会が必要と認めること。

（組織）

第 3 条 推進会議は、委員 10 人以内で組織する。

（委員の委嘱又は任命）

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 学校教育関係者
- (3) 社会教育関係者
- (4) 公募による者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が適当であると認める者

（委員の任期）

第 5 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任

期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 推進会議に会長及び副会長1人を置き、会長にあつては委員の互選により、副会長にあつては会長の指名により定めるものとする。

2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 推進会議は、会長が招集する。ただし、新たに組織された推進会議の最初にかかれる会議については、教育委員会がこれを招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 推進会議は、委員の半数以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。

4 推進会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 推進会議の庶務は、輪島市立図書館において処理する。

(推進会議の運営)

第10条 この条例に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に輪島市子ども読書活動推進会議設置要綱(平成 20 年輪島市教育委員会告示第 13 号)第 4 条第 1 項の規定により委嘱され、又は任命されている輪島市子ども読書活動推進会議の委員である者は、その任期が終了するまでの間は、第 4 条の規定により委嘱され、又は任命されている輪島市子ども読書活動推進会議の委員とみなす。

提案理由

輪島市教育委員会告示で設置している「輪島市子ども読書活動推進会議」について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)の規定に基づき、輪島市教育委員会の附属機関として改めて条例で設置し直すため。

別紙 3

輪島市文化的景観調査検討委員会条例（案）

（設置）

第 1 条 市の区域内における景観について、文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)第 134 条第 1 項の規定による重要文化的景観の選定の実現に向け調査及び検討を行うため、輪島市文化的景観調査検討委員会(以下「検討委員会」という。)を置く。

（所掌事務）

第 2 条 検討委員会は、輪島市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び検討を行い、その結果を教育委員会に答申する。

- (1) 文化財保護法第 2 条第 1 項第 5 号に規定する文化的景観の選定に関すること。
- (2) 重要文化的景観に係る選定及び届出等に関する規則(平成 17 年文部省令第 10 号)第 1 条第 1 項第 1 号に規定する文化的景観保存計画の策定に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めること。

（組織）

第 3 条 検討委員会は、委員 10 人以内で組織する。

（委員の委嘱）

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係地域に住所を有する者
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、教育委員会が適当であると認める者

（委員の任期）

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 検討委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員長にあつては委員の互選により、副委員長にあつては委員長の指名により定めるものとする。

2 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 検討委員会は、委員長が招集する。ただし、新たに組織された検討委員会の最初に開かれる会議については、教育委員会がこれを招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 検討委員会は、委員の半数以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。

4 検討委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 検討委員会の庶務は、教育委員会事務局文化課において処理する。

(検討委員会の運営)

第10条 この条例に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に輪島市文化的景観調査検討委員会設置要綱(平成 20 年輪島市教育委員会告示第 16 号)第 4 条第 1 項の規定により委嘱されている輪島市文化的景観調査検討委員会の委員である者は、その任期が終了するまでの間は、第 4 条の規定により委嘱されている輪島市文化的景観調査検討委員会の委員とみなす。

提案理由

輪島市教育委員会告示で設置している「輪島市文化的景観調査検討委員会」について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)の規定に基づき、輪島市教育委員会の附属機関として改めて条例で設置し直すため。

別紙 4

輪島市漆芸美術品購入等検討委員会条例（案）

（設置）

第 1 条 漆芸美術品（関係資料を含む。以下同じ。）の購入等について調査及び検討を行うため、輪島市漆芸美術品購入等検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第 2 条 検討委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び検討を行い、その結果を市長に答申する。

- (1) 漆芸美術品の購入に関すること。
- (2) 漆芸美術品の寄附に関すること。

（組織）

第 3 条 検討委員会は、委員 5 人以内で組織する。

（委員の委嘱）

第 4 条 委員は、漆芸美術に関し学識経験のある者のうちから市長が委嘱する。

（委員の任期）

第 5 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第 6 条 検討委員会に委員長及び副委員長 1 人を置き、委員長にあつては委員の互選により、副委員長にあつては委員長の指名により定めるものとする。

- 2 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたとき

は、その職務を代理する。

(会議)

第7条 検討委員会は、委員長が招集する。ただし、新たに組織された検討委員会の最初に開かれる会議については、市長がこれを招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 検討委員会は、委員の半数以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。

4 検討委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決す

るところによる。

(意見の聴取等)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(検討委員会の運営)

第9条 この条例に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

提案理由

輪島市教育委員会規則で設置している「輪島市漆芸美術品購入等検討委員会」について、地方自治法(昭和22年法律第67号)の規定に基づき、市長の附属機関として改めて条例で設置し直すため。

別紙 5

輪島市学校設置条例の一部を改正する条例（案）

輪島市学校設置条例(平成 18 年輪島市条例第 89 号)の一部を次のように改正する。

別表第 2 輪島市立松陵中学校の項から輪島市立三井中学校の項までを次のように改める。

輪島市立輪島中学校	輪島市宅田町 25 部 36 番地 1
輪島市立輪島中学校舳倉島分校	輪島市海士町所属舳倉島高見 1 番地

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(輪島市学校給食共同調理場条例の一部改正)

- 2 輪島市学校給食共同調理場条例(平成 19 年輪島市条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

別表輪島市学校給食上野台共同調理場の項を削る。

提案理由

輪島市学校教育振興基本計画に基づき、輪島市立松陵中学校、輪島市立上野台中学校及び輪島市立三井中学校を統合し、平成 26 年度から新たに輪島市立輪島中学校を設置するため。

議案第5号

平成25年第1回輪島市議会定例会提出予定案件について

輪島市議会の議決を経るべき事件として、輪島市長が、別紙の教育に関する事務に係る請負契約案を平成25年第1回輪島市議会定例会に提出することについて、承認を求める。

平成25年2月21日提出

輪島市教育委員会

教育長 吉岡邦男

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、輪島市長が、教育に関する事務に係る契約案を輪島市議会に提出しようとする場合においてその案を作成するときは、輪島市教育委員会の意見を聴かなければならないため。

平成25年2月21日 第5号

原案可決

輪島市教育委員会



別紙

「鳳至小学校大規模改造・耐震補強工事（建築）請負契約」（案）

契約締結（案）の概要

昭和 45 年、昭和 46 年及び昭和 55 年に建築された鳳至小学校校舎の耐震補強及び大規模改修に着手するに当たり、次の工事に係る契約が予定価格で 1 億 5,000 万円以上の請負工事に係る契約となることにより、「地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号」及び「輪島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 18 年輪島市条例第 53 号）第 2 条」の規定に基づき、議会の承認を必要とするもの

- ・ 鳳至小学校大規模改造・耐震補強工事（建築）

予定価格：228,500,000 円（消費税及び地方消費税抜き）

議案第6号

平成25年第1回輪島市議会定例会提出予定案件について

輪島市議会の議決を経るべき事件として、輪島市長が、別紙の教育に関する事務に係る歳出補正予算案を平成25年第1回輪島市議会定例会に提出することについて、承認を求める。

平成25年2月21日提出

輪島市教育委員会

教育長 吉岡邦男

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、輪島市長が、教育に関する事務に係る予算案を輪島市議会に提出しようとする場合においてその案を作成するときは、輪島市教育委員会の意見を聴かなければならないため。

平成25年2月21日 第6号

原案可決

輪島市教育委員会



歳出補正予算 (案)

課名	事業名	説	明	金額
庶務課	鳳至小学校大規模改造・耐震補強事業費	老朽化した校舎等の大規模改造 Ⅱ期工事(特別教室棟、教室棟)		87,738千円
合 計				87,738千円